

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成30年度第2回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成30年8月3日(金) 午前10時00分～12時10分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 村井 公平 藤原 勇夫 藤原 廣司 齋藤 太紀雄 内橋 昌子 吉井 敏恭 吉田 耕造 美土路 祐子 白井 伸幸 村岡 栄紀 澤木 昌典 寺北 建樹
欠席委員の氏名又は人数	萬谷 信弘
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 福田 嘉孝 建設水道部長 田中 浩敬 (事務局) 都市計画課長 田中 浩敬 都市計画課主幹 吉田 尚史 都市計画課課長補佐 植木 敬介 都市計画課主査 松原 正佳 都市計画課 泉 佳甫
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	5人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長選出 5 会長職務代理の指名 6 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市都市計画マスタープランの策定について(付議第1号)

議題又は協議事項	7 協議事項 (1) 西脇市立地適正化計画の策定について 8 その他 9 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ
事務局	3 委員紹介
事務局	○ 会議成立報告
	・事務局より、委員数13名中、本日の出席委員数12名により、本日の会議が成立する旨を報告
	4 会長選出
	○ 会長選出
	・出席委員全員の賛同により、西脇商工会議所会頭斎藤太紀雄氏が指名推薦で会長に就任
	○ 会長あいさつ
会長	
	5 会長職務代理の指名
	○ 会長職務代理の指名
	・吉本委員を会長職務代理に指名
	○ 議事録署名人選出
会長	・美土路委員、内橋委員の2名を本日の議事録署名人に指名
	○ 会議の公開・非公開確認
会長	議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。

事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は5名であることを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、5名全員の入室が許可された。
市長	○ 付議 ・付議書の読み上げ  ○ 市長退席
議長	6 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市都市計画マスタープランの策定について（付議第1号）
事務局	○ 澤木委員を座長に指名  ・ 資料1に基づき、事務局より内容説明
座長	・ 資料1 P2にあるように、都市計画マスタープランは序章から第7章までの全8章で構成される。 ・ 前回の都市計画審議会では、序章から第2章について報告があり、本日は、第3章から第5章が議論の対象である。 ・ まず、第3章について委員の意見等を伺う。  ○ 意見なし
座長	・ 次に、第4章について委員の意見等を伺う。
委員	・ 資料1 P10に資源の樹「にしわ木」が記載されているが、「黒田庄和牛」に関する文言に「神戸ビーフ」と入れた方がよいのか。「神戸ビーフ」を使用せず、希少価値という点で「黒田庄和牛」のみにした方が強調できるのではないか。
委員	・ 資料1 P3に改定の方向性が示されているが、③幹線道路周辺の土地利用とはどういった場所を想定

	しているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>③幹線道路周辺の土地利用とは、資料1 P15の都市構造図で表現している4軸の幹線道路沿いをイメージしている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P15の都市構造図では、図中でまちのゾーンが赤色の枠で囲われているが、凡例と一致していないのではないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>図に合わせて凡例を修正する。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P15の都市構造図では、緑色のポイントが数点示されているが、凡例にはない。これはどういったことを示しているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑色のポイントは、具体的な施設の場所を示している。例えば、日本へそ公園や西脇市日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場などが示されている。図に合わせて凡例を修正する。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P8に西脇市総合計画における将来像が示されている。一方で、P11には都市づくりの基本理念が示されている。これらはどういった関係か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P8は現在策定中の西脇市総合計画における基本構想の体系図である。そこでは、都市像が定められ、その下に将来像が定められている。西脇市都市計画マスタープランは、分野別構想の1つに当たるもので、西脇市総合計画に即し、空間的なまちづくりをより具体的に進めていくために基本方針を示すものである。P11は都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念として案を示している。委員のご意見を伺いたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の都市像と将来像は決定済みか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>決まったと聞いている。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に、総合計画は福祉や教育など、全てを包括しているため、全体的な表現となっていると思う。一方、都市計画マスタープランは、総合計画を実現するための分野別計画のひとつとして、具体的な土地利用等の方針を定めるものである。よって、総合計画の基本理念の一部分を表現した現案でもおかしくないと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「うみだすまち」には少し違和感がある。「膿を出す」のように、違った捉え方をされる可能性があるのではないかと懸念する。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再度事務局でも検討いただきたい。</li> <li>・ 第5章について、委員の意見等を伺う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1 P15の都市構造図に一般県道上鴨川西脇線が4軸の1つとして位置付けられているが、資料1 P16以降の都市の整備の方針ではどのような位置付けとなっているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市構造として4つの軸を示しているが、全ての軸において整備の方針を示しているわけではない。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軸には、広域的視点から、他都市と接続するという役割がある。整備の方針よりも、既存道路の持つ「軸」の性格が強いと思われる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1 P15の都市構造図におけるまちなか巡回交通は、今回新たに加わったものと認識している。P29の交通施設の整備の方針ではこういった記載がなされるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちなか巡回交通は、西脇市地域公共交通会議で作成が進められている西脇市地域公共交通網形成計画で新たに位置付けが進められているものである。資料1 P29の4公共交通及び交通結節機能の強化の中の③バス交通の利便性向上の中で記載する予定で</li> </ul>

	<p>ある。なお、内容については、西脇市地域公共交通網形成計画との整合を図る。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P25の土地利用の方針図で、生産エリアと産業ゾーンがあるが、これらの違いは何か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業ゾーンは、主として本審議会でもご審議いただいた西脇市市街化調整区域土地利用計画における特定区域及び保留区域が該当する。これらは、既存の工場があるなど、工業系の土地利用が図られている区域である。 一方、生産エリアは、既に工業系土地利用が図られている区域を含め、今後、工業系土地利用を図ることを検討していきたいエリアを示している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産エリアは、今後誘導していきたいとのことであるが、具体的な予定はあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的に決まっているわけではないが、今後検討していきたいと考えているエリアである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P25の土地利用の方針で生産エリアに含まれているところが、P33の水と緑と景観の整備の方針では保全や活用といったエリアに含まれている。整備していこうとするものと保全しようとするものが同じエリアにあるように思えるが、いかがか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり重複している場所がある。齟齬がないよう精査する。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市の人口は減少している中で、若者が住みやすい魅力的なまちづくりが重要だと考える。空き家や空き地の利活用によって、のれんが出ているストリートなど、西脇はおもしろいまちだと思ってもらえるようなまちづくりが必要である。また、共働き家庭が増えている中で、子ども食堂など、子どもが育てやすいまちづくりを考えてほしい。 黒田庄和牛や播州織といった独特の産業があるこ</li> </ul>

座長	<p>とは書かれているが、若者にとって魅力的なまちづくりといった視点を踏まえることも必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画にも関連する内容であったと思う。まちの下支えとなる都市計画部門として何ができるか、計画書として取りまとめる際に、若者にとって魅力的なまちという視点も考慮いただきたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画部門としても、若者にとって魅力的なまちづくりは重要と考えている。 資料1 P 36に市街地・住環境整備の方針として、1つ目に「活力とにぎわいあふれるまちづくり」と記載している。次の議題である立地適正化計画においても、若者が集い、にぎわいあふれるまちづくりを目指している。都市計画マスタープランとしては、「若者」といった言葉がタイトルに入ることは難しいが、若者にとって魅力的なまちづくりといった視点も踏まえ、検討していきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P 27に交通施設の整備の方針が示されているが、都市計画道路の整備状況や整備方針、見直し方針は示されるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の整備状況は具体的に記載しないが、整備方針として、具体的な路線名称は記載する予定である。また、見直しの方針を記載する予定はないが、都市計画部門としては、都市計画道路の見直しは取り組んでいく予定である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の中には、現実的に不可能だと思われるものもあると考えている。都市計画道路の見直しをいつ時点でするといったことを明記すべきではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に、都市計画道路は計画から30年が経過しても整備が進んでいないものについては見直しを検討することとされている。現在、いつ時点で見直しを行うのかといった明確な予定は決めていないため、</li> </ul>

	<p>今回の都市計画マスタープランに明記する予定はない。都市計画部門の業務として、取り組んでいきたいと考えている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン改定時に、都市計画道路をどう考えるかを検討することも必要ではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の中には、他都市の都市計画道路に接続するものがあり、単独に検討できるものではないと認識している。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県で、過去に都市計画決定を行い、現在も整備が進んでいないものについて、各市町が見直しを進めていたように記憶しているが、西脇市では当時どのような対応を行っているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市においても都市計画道路の見直し作業を実施した。その結果、廃止路線はなしとの結果を兵庫県に報告しているが、今後も継続して見直しを実施していく必要を感じている。なお、本都市計画審議会でも、都市計画道路の見直し結果を報告させていただいている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P33に水と緑と景観の整備の方針として、加古川、野間川、杉原川の3河川が「水と緑のシンボル空間」と位置付けられている。「シンボル」とは具体的にどういったことか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くから「水と緑のシンボル空間」といった位置付けがされてきた経緯があり、継続して「水と緑のシンボル空間」との位置付けとしているが、具体的に施策等があるわけではない。特に、平成16年の水害を受け、河川は親水よりも治水といったイメージが強くなっているように思うが、西脇市の骨格を形成する河川に対し、身近な親水空間として親しんでほしいという思いを持っている。名称や位置付けについては再度検討する。</li> </ul>

座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の計画との表現の整合もあわせて確認いただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P 36の市街地・住環境整備の方針で、3まちなか居住の推進と、歩いて暮らせるまちづくりとあるが、都市計画部門としてどういったアプローチを行うのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の議題である立地適正化計画においては、都市機能誘導区域と居住誘導区域を指定し、都市機能を集約することで、利便性が高く歩いて暮らせるまちづくりを目指す方向性を出している。 また、資料1 P 28において、交通施設の整備の方針として、人にやさしい道路空間の整備促進として、歩行空間の形成を記載している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 P 36の市街地・住環境整備の方針で、良好な住環境といった説明があったが、どういったことか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、茜が丘のように区画やまちなみが整然と整えられた状態が1つの良好な住環境と捉えている。一方で、まちなかのように、古くからのまちなみを感じられるところもまた、良好な住環境と捉えている。ただし、安全・安心のまちづくりを進める中では、緊急車両が通過できることなどは必須条件となってくる。それぞれのまちの持つ魅力を高めつつ、建替え時のセットバック等を推進することで、より良好な住環境が形成されると考えている。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の資料の分野別の都市の整備の方針は概ね項目のみであり、それぞれの詳細な内容がわかりにくいように思うが、詳細を配布する予定はあるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討する。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな組み立ての変更といったご意見はなかったが、資料1 P 11の都市づくりの基本理念では、特に</li> </ul>

	<p>「うみだす」の表現についてご意見があった。また、各図面については、齟齬がないよう、精査を進めてほしい。抽象的な表現では議論しにくいところもあるため、計画書素案が示されればまた議論が進むと思われる。都市計画道路の見直しについては、都市計画マスタープランへ記載するかどうかも含め、事務局で検討してほしい</p>
	<p>7 協議事項</p> <p>(1) 西脇市立地適正化計画の策定について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P 6の区域設定（総括図）で、今回「修正箇所」として示されているところは、主として染色工場の区域を外したものと理解しているが、工場の区域で、居住誘導区域内に残っているものもあるのではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご質問の箇所は、今回「修正箇所」とした区域の西側であり、居住誘導区域には含まれていない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域Aにおいて歩いて暮らせるまちをイメージしていると理解しているが、現在の居住誘導区域A内の人口はどの程度か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年国勢調査の結果より、区域内人口を算出した結果、5,501人である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P 25に効果指標として、介護保険給付費の増加の抑制とあるが、算定に当たり、寿命等をどのように仮定されているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険給付費より、現在の1人当たり平均給付額を算出している。ここでは、介護保険認定率を下</li> </ul>

	<p>げることによる介護保険給付費の増加の抑制を目標としており、介護保険認定率×1人当たり平均給付額によって算出している。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、高齢者は増加していくが、元気な高齢者も増加すると考えている。もう少し違った算出の仕方もあるのではないかと考える。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P11に「歩道空間の整備」とあるが、整備重要路線としてはどのように考えているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先整備路線としては、新庁舎周辺道路整備をイメージしている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P13に「公的不動産の活用方針」とあるが、公的不動産とは具体的にどういったものか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的不動産とは、市が所有している土地であり、民間による活用を求めていきたいと考えている。西脇市公共施設等総合管理計画の方針に基づいて活用を図りたいと考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P15に「届出制度」とある。行政の手続きは基本的に複雑なものが多いが、この届出は難しいものではないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式はこれからの作成となるが、申請書とは異なり簡易なものである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P19に「居住誘導区域内の人口密度」として平成22年国勢調査人口を基準に目標値が設定されているが、もう少し直近の数値を使用することはできないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年にも国勢調査が行われている。総人口は速報も含めて比較的早い段階で公表されるが、基礎調査に用いる詳細な数字はなかなか公表されないため、作業時としては平成22年国勢調査の結果を用い</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>ている。</p> <p>なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域将来推計人口」における平成22年国勢調査を基準とした推計値と平成27年国勢調査を基準とした推計値について、それぞれの推計結果の確認は実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料2 P 6 に誘導区域の市街化区域に対する面積割合が示されているが、面積の割合は決められたものがあるのか。</li> <li>事務所と病院以外、あまり都市機能がないという印象を受けている。銀行やアピカ、センティア等は都市機能誘導区域外に立地しているが、どのような区域設定となったのか。</li> <li>本日の案で区域としては決定となるのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域に対する誘導区域の面積割合の規定等はないが、国から目安は示されている。</li> <li>立地適正化計画では、大きい方針として、どのように集約していくのかを示している。前回の都市計画審議会において、西と東の2拠点に都市機能を集約させていく方針を説明させていただいた。20年後の都市構造を展望する中で、鉄道駅やアピカ、小坂町に立地する商業施設等の都市機能をどのように捉えるかという点で、国とも協議を行っており、区域設定に非常に多くの時間を要した。</li> <li>今後、区域設定を大きく変えることはないが、境界部分等での微調整の可能性はあると考えている。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域Aのうち、上野は区画整理が終わっており、都市基盤が整っていると思うが、南の方は道路が狭あいであったり、都市機能が不足している状況だと考えている。都市機能を誘導するだけでは魅力的なまちにならないのではないかと。道路や公園といった整備も必要ではないか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域Aは、狭あい道路や空き家等の課題を持つエリアとして捉えている。今後、新庁舎</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>等の建設をきっかけに、効果を波及できる場所として設定している。誘導施設として商業機能を誘導したいという思いや、都市基盤整備を進めていきたいという思いで設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市基盤の整備方法としては、土地区画整理という手法がある。また、市街地での土地区画整理であるため、減価補償金を使った区画整理がよいのではないか。換地で土地を動かし、道路や公園用地にできる。また、減価補償金で空き家等を購入することで、空き家対策ともセットで考えることができるのではないか。</li> </ul> <p>ただし、建物が全移転となり、予算も大変多くかかるものであり、現実性は不透明かもしれないが、都市機能誘導区域の中ではそういった検討も必要ではないか。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理による都市基盤整備は非常に有効的だと認識しているが、時間も費用もかかるものであり、十分な準備等が必要と考えている。</li> <li>都市基盤の不足といった現状もあるが、このエリアを何とかしていきたい、方向性を出していきたいと考えている。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>8 その他</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市計画道路野村蒲江線の都市計画変更（予定）について事務局より報告</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度西脇市都市計画審議会の開催予定について事務局より説明</li> </ul>
<p>建設水道部長</p>	<p>9 閉会 建設水道部長より閉会のあいさつ</p>